

岡山市長 様

 報告完了

介護保険事業者・事故報告書

第2報（第1報後概ね1ヶ月以内）

事業所番号		サービス種類	
名称			
報告者	職名	氏名	電話()
被保険者番号		氏名	男・女
発生日時	平成 年 月 日 ()	午前・午後 時 分 頃	発生・発見

第1報後の対応

損害賠償： 有（完結・継続） 無 未交渉

事故の原因

再発防止に関する今後の対応・方針

再発防止協議日：平成 年 月 日

参加職種：_____

※ 第2報提出時に事故が完結していない場合は、その時点での進捗状況や完結の見込みなどを今後の対応・方針欄に記載してください。なお、この様式で記入しきれない場合は別紙に記入してください。



自分のためにみんなの安心 成年後見制度

成年後見制度って どんな制度ですか？

Q **A**

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要がある場合、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であつてもよく判断ができます。このようないくつかの被害者にあつておそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。



成年後見制度には どのようなものがあるのですか？

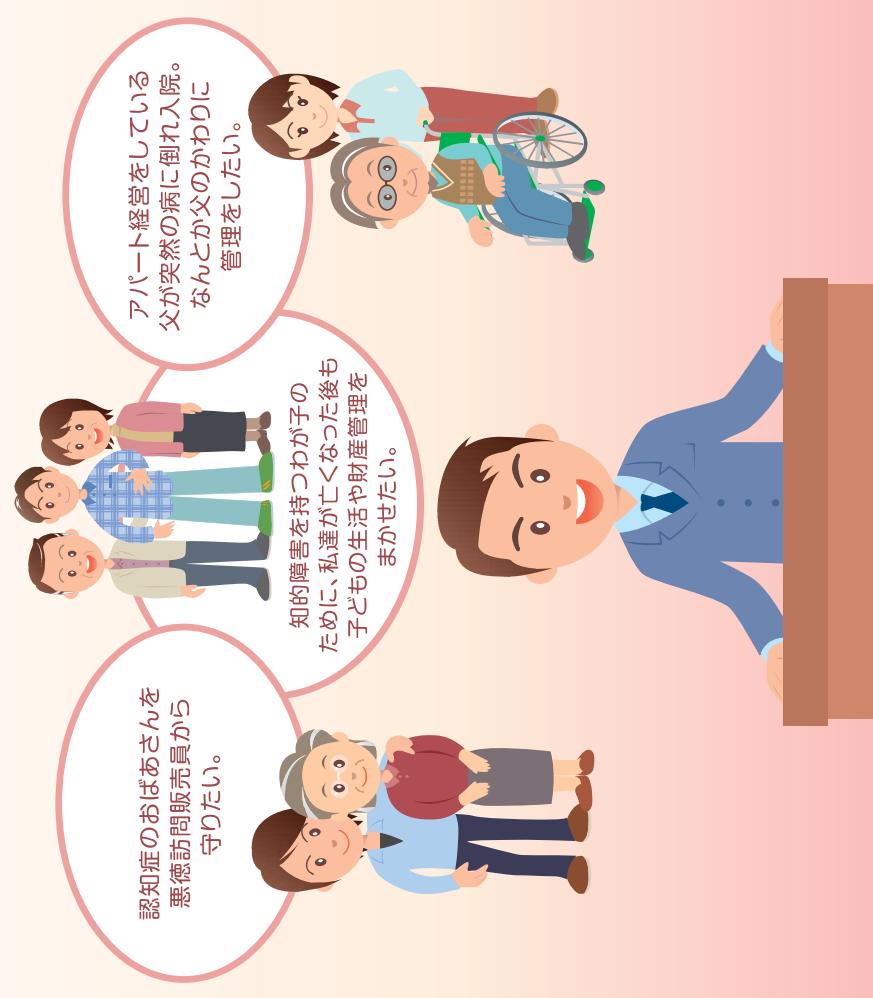
Q **A**

成年後見制度は、大きく分けて「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。また、「法定後見制度」は、「後見」「「保佐」「補助」の3つに分かれています。「後見」は、本人の代理として契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えることによって、本人を保護・支援します。

法定後見制度　成年後見制度
「後見」「保佐」「補助」

成年後見制度登記

いざという時のために 知つて安心



法務省民事局

法定後見制度の概要

後見	保佐	補助
対象となる方が通常の状態の方	判断能力が欠けている方が通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方
申立てをすることができる人 成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)の同意が必要な行為	本人・配偶者、匹敵等内の親族、検察官、市町村長など 民法13条1項所定の行為 (注2)(注3)(注4)	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(民法13条1項所定の行為の一部) (注1)(注2)(注4)
取消しが可能な行為 成年後見人等に与えられる代理権の範囲	日常生活に関する行為以外の行為 財産に関するすべての法律行為	同上 (注2)(注3)(注4) 申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(注1) 同左 (注1)
制度を利用した場合の資格などの制限	医師・税理士等の資格や会社役員・公務員等の地位を失つなど 医師・税理士等の資格や会社役員・公務員等の地位を失つなど	医師・税理士等の資格や会社役員・公務員等の地位を失つなど 医師・税理士等の資格や会社役員・公務員等の地位を失つなど

(注1) 本人以外の者の請求により、保佐人に代理権を与える審判をする場合も同じです。
(注2) 民法13条1項によれば、借金・訴訟行為・相続の承認・放棄・新規・改築・撤去などの行為が挙げられています。
(注3) 家庭裁判所の審判により、民法13条1項所定の行為以外にも、同意権・取消権の範囲を広げることができます。
(注4) 日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。
(注5) 公職選舉権の改正により、選挙権の制限はなくなりました。

法定後見制度の事例

- ①本人の状況・統合失調症
②申立人: 母母
③成年後見人: 司法書士
④成年後見監督人: 社団法人成年後見センター・リーガルサポート
⑤概要

本人は20年前に統合失調症を発症し、15年前から入院していますが、徐々に知的能力が低下しています。また、障害認定1級を受け障害年金を支出しています。本人は母一人子一人ですが、母が半年前に死亡したため、親族は母方叔母がいるのみです。亡母が残し立自宅やアパートを相続し、その管理を行つ必要があるため、母方叔母は成年後見開始の審判の申立てをしました。

居住していることから成年後見人になることは困難であり、主たる後見事務は、不動産の登記手続などの管理であることから、司法書士が成年後見人に選任され、併せて社団法人成年後見センター・リーガルサポートが成年後見監督人を選任されました。

①本人の状況: 中程度の認知症の症状

保佐開始事例

- ②申立人: 長男
③保佐人: 申立人
④概要

本人は1年前に夫を亡くしてから一人暮らしをしていました。以前から物忘れが見られましたが、最近症状が進み、買い物の際に1万円札を出したが5千円札を出したか、わからなくなっていることが多くなり、日常生活に支障が出てきましたため、長男家族と同居することになりました。隣県に住む長男は、本人が住んでいた自宅が老朽化しているため、この際自宅の土地、建物を売りたいと考えて、保佐開始の審判の申立てをし、併せて土地、建物を売却することについて代理権付与の審判の申立てをしました。

家庭裁判所の審理を経て、本人について保佐が開始され、長男が保佐人に選任されました。

長男は、家庭裁判所から居住用不動産の処分についての許可の審判を受け、本人の自宅を売却する手続を進めました。

①本人の状況: 軽度の認知症の症状

補助開始事例

- ②申立人: 長男
③補助人: 申立人
④概要

本人は、最近お米を研がすに炊いてしまったなど、家事の失敗がみられるようになりますが、日中仕事で留守の間に、訪問販売業者から必要な衣類を何枚も購入してしまいました。困った長男が家庭裁判所に補助開始の審判の申立てをし、併せて本人が10万円以上の商品を購入することについて同意権付与の審判の申立てをしました。

家庭裁判所の審理を経て、本人について補助が開始され、長男が補助人に選任された場合には、長男がその契約を取り消すことができるようになりました。

(注) 最高裁判所は「成年後見関係事件の概況」から

Q 成年後見人等には、どのような人が選ばれるのでしょうか?

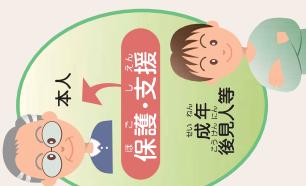
A

成年後見人等は、本人のためにどのようないくつかの事情に応じて、家庭裁判所が選任することになります。本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家その他の第三者や、後見人等を複数選ぶことも可能です。また、成年後見人等を監督する成年後見監督人などが選ばれることもあります。

Q A 成年後見人等の役割は何ですか？

成年後見人等は、本人の生活・医療・介護・福祉など、本人の身のまわりの事柄にも目を配りながら本人を保護・支援します。しかし、成年後見人等の職務は本人の財産管理や契約などの法律行為に限られるものに限られ、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人等の職務ではありません。

また、成年後見人等はその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けることになります。



- ①本人の状況: 認知症による認知症の症状
- ②任意向見人: 長女
- ③任意向見監督人: 弁護士
- ④概要

本人は、長年にわたって自己の所有するアパートの管理をしていましたが、判断能力が低下した場合に備えて、長女との間で住意後見契約を結びました。その数か月後、本人は脳梗塞で倒れ、左半身が麻痺するなどもとに認知症の症状が現れアパートを所有していることを忘れてしまつたため、任意向見契約の相手方である長女が任意向見監督人選任の審判の申立てをしました。

家庭裁判所の審理を経て、弁護士が任意向見監督人に選任されました。その結果、長女が任意向見人として、アパート管理を含む本人の財産管理、身上監護に関する事務を行い、これらの事務が適正に行われているかどうかを任意向見監督人が定期的に監督するようになりました。

Q A 任意後見人等の役割は何ですか？

本人の身のまわりの事柄にも目を配りながら本人を保護・支援します。しかし、成年後見人等の職務は本人の財産管理や契約などの法律行為に限られるものに限られ、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人等の職務ではありません。

また、成年後見人等はその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けることになります。

Q A 成年後見の申立てをする方がいる場合はどうすればよいのでしょうか？

市町村長

身寄りがないなどの理由で、申立てをする人がいない認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者の方の保護・支援を図るため、市町村長に法廷後見・後見・保佐・補助の開始の審判の申立て権が与えられています。

(注) 最高裁判所(成年後見係事件の概況)から

Q A 成年後見制度を利用したいのですが、費用はどのくらいかかるのでしょうか？

① 法廷後見開始の審判の申立てに必要な費用について	後見	保佐	補助
申立手数料(収入印紙)	800円	800円(注6)	800円(注7)
登記手数料(収入印紙)※	2,600円	2,600円	2,600円
その他	連絡用の郵便切手(注8)、鑑定料(注9)		

※当分の間、登記印紙も使用することができます。
(注) 保佐人に代理権を付与する審判又は保佐人の同意を得ることを要する行為を追加する審判の申立てには、申立てごとに別途、収入印紙800円が必要になります。
(注) 極端な場合は、補助人印紙600円が必要になります。
(注) 極端な場合は、代理権又は代理権を付与する審判を同時にしなければなりませんが、これらの申立てそれぞれにつき収入印紙800円が必要になります。
(注) 後見と保佐では、必要なときには、本人の判断能力の程度を医学的に十分確認するために医師による鑑定を行います。
(注) 後見と保佐では、必要なときには、本人の判断能力の程度を医学的に十分確認するために医師による鑑定を行います。これらを入手するためには、医師による鑑定料を行います。
(注) 申立てをするには、戸籍謄本、登記事務證明書、診鑑書などの書類が必要です。これらを入手するための費用も別途かかります。申立てに必要な書類については、申立てをされる家庭裁判所にご確認ください。

(注) 後見と保佐では、必要なときには、本人の判断能力の程度を医学的に十分確認するために医師による鑑定を行います。これらを入手するためには、医師による鑑定料を行います。これらを入手するための費用も別途かかります。申立てに必要な書類については、申立てをされる家庭裁判所にご確認ください。

(注) 健全な立替えなどは受けることができます。詳しくは法テラス(愛称「法テラス」)が行う民事法律扶助センター(愛称「法テラス」)による援助申請代理人人(078374)へお電話ください。

また、法定後見制度を利用する際に必要な経費を助成している市町村もあります。詳しくは各市町村の窓口へお問い合わせください。

C 任意後見監督人選任事例

本人は、長年にわたって自己の所有するアパートの管理をしていましたが、判断能力が低下した場合に備えて、長女との間で住意後見契約を結びました。その数か月後、本人は脳梗塞で倒れ、左半身が麻痺するなどもとに認知症の症状が現れアパートを所有していることを忘れてしまつたため、任意向見契約の相手方である長女が任意向見監督人選任の審判の申立てをしました。

家庭裁判所の審理を経て、弁護士が任意向見監督人に選任されました。その後、長女が任意向見人として、アパート管理を含む本人の財産管理、身上監護に関する事務を行います。

(注) 最高裁判所(成年後見係事件の概況)から

Q A

Q A
法定後見の申立てをする方はいる場合、どうすればよいのでしょうか？

市町村長

申立てをするには、戸籍謄本、登記事務證明書、診鑑書などの書類が必要です。これらを入手するための費用も別途かかります。申立てに必要な書類については、申立てをされる家庭裁判所にご確認ください。

Q A
法定後見制度とは、どのような制度ですか？

市町村長

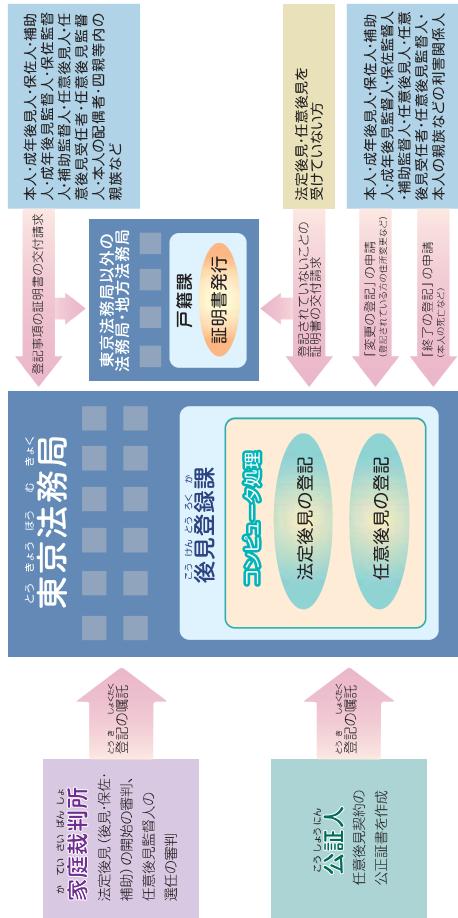
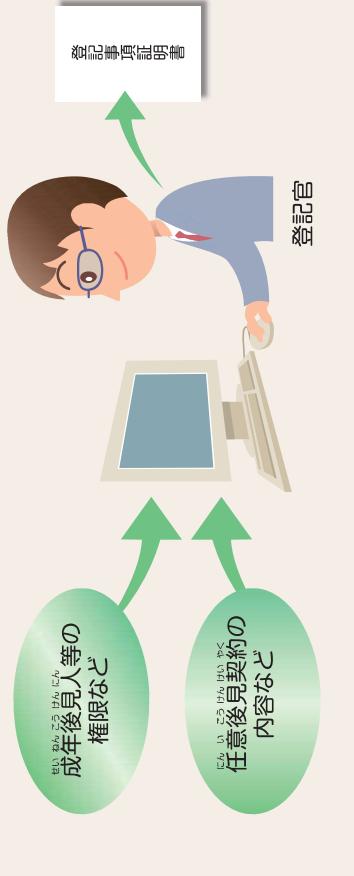
法定後見制度は、本人が十分な判断能力がなくうちに、将来、判断能力が不十分な状態になつた場合に備えて、あらかじめ自ら選んだ代理人(任意向見人)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える公正契約(法定後見契約)を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。そうするとここで、本人の判断能力が低下した後に、任意向見人が、任意向見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意向見監督人」の監督のもと本人を代理して契約などをすることによって、本人の意思にしたがった適切な保護・支援をすることが可能になります。



自分のためにみんなの安心 成年後見登記

Q 成年後見登記制度とは
A どんなん制度ですか？

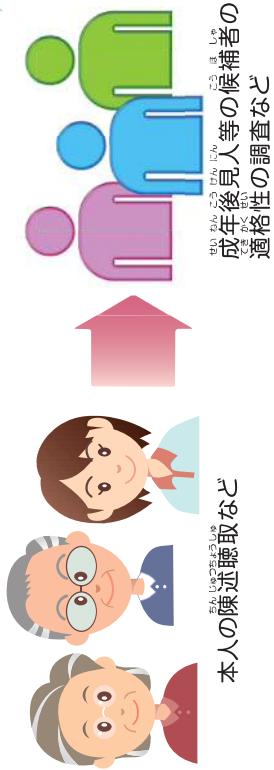
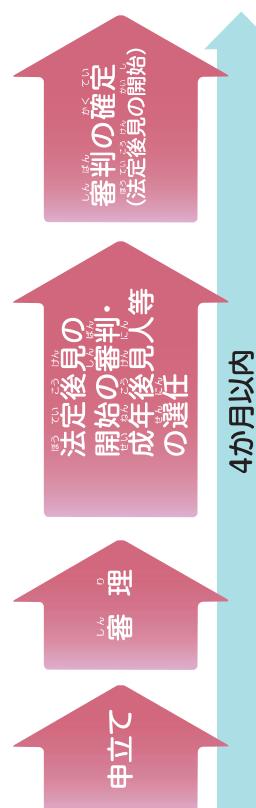
成年後見登記制度は、成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などをコンピュータシステムによって登記し、登記官が登記事項を証明した登記事項証明書（登記事項の証明書・登記情報）を発行するなどの証明書）を発行することによって登記情報を公開する制度です。



② 任意後見契約公正証書の作成に必要な費用について	
公正証書作成の基本手数料	11,000円
登記嘱託手数料	1,400円
登記所に納付する印紙代	2,600円
その他	本人らに交付する正本等の証書代、登記嘱託書郵送用の切手代など

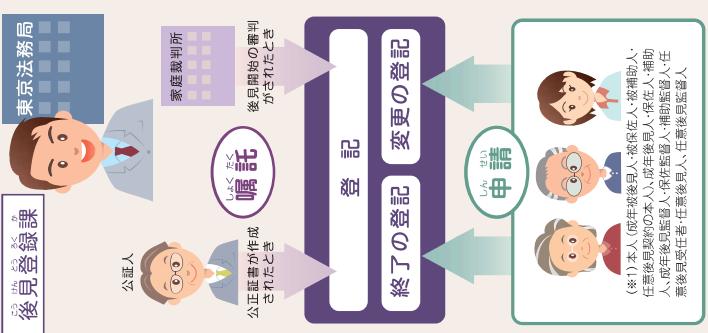
Q 成年後見制度を利用したいのですが、
A 申立てから開始までどれくらいの期間が
かかるのでしょうか？

審理期間については、個々の事案により異なり、一概にはいえません。鑑定手続や成年後見人等の候補者の適格性の調査、本人の陳述聴取などのために、一定の審理期間を要することになります。多くの場合、申立てから法定後見の開始までの期間は、4か月以内となっています。



7

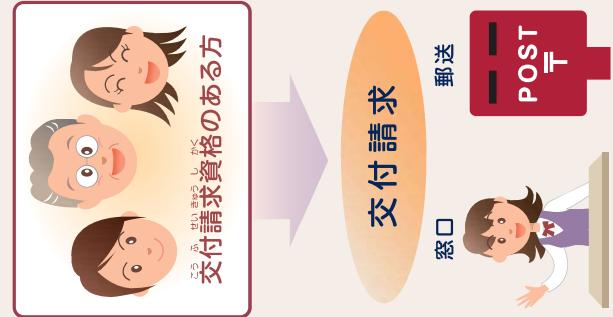
Q 登記はどのように行われますか？



東京法務局の後見登録課で、全国の成年後見の登記事項の審査を行っています。成年後見契約の公正証書が作成されたときや、住意後見開始の審判がされたときや、住意後見契約の公正証書が作成されたときには公証人からの嘱託によって登記されます。また、登記されている本人・成年後見などにより登記内容に変更が生じたときは「変更の登記」を、本人の死亡などにより法定後見または住意後見が終了したときは「終了の登記」を、申請する必要があります。この「変更の登記」「終了の登記」の申請は、本人の親族などの利害関係人も行うことができます。登記の申請は、書留郵便で行うことができます。

Q A

どのように登記事項の証明書の交付請求をするのですか？



証明書の交付請求をする場合には、請求者の住所、氏名、生年月日および資格（本人との関係）などを記載した申請書に、下記の額（※2）の収入印紙（手数料）を貼り、必要な添付書面（※3）を添えて請求してください。請求は、返信用封筒（あて名を書いて、切手を貼ったもの）を同封して郵送で行うこともできます。なお、証明書を交付する際には、免許証・保険証など本人確認のための資料の提示・提供をお願いしております。郵送で申請される場合には、コピーしたものを同封いただきまますようご協力願います。

窓口での証明書の交付は、東京法務局民事行政部後見登録課および東京法務局以外の各法務局・地方法務局戸籍課で行っています。

Q A

どのようなときに、登記事項の証明書・登記を利用することができますか？



たとえば、成年後見人が、本人に代わって財産の売買・介護サービス提供などを締結するときに、取引相手に対し登記事項の証明書を提示することによって、その権限などを確認してもらうという利用方法が考えられます。また、成年後見（法定後見・住意後見）を受けない方は、自分が登記されていないことの証明書の交付を受けることができます。

証明書の申請書用紙は、最寄りの法務局・地方法務局（最終ページの電話番号一覧を参照してください）。または法務省のホームページ（<http://www.moj.go.jp/>）の成年後見制度のページなどでお取り寄せ願います。